

## 世代間資産移転税制と家計行動<sup>\*1</sup>

新見 陽子<sup>\*2</sup>

### 要 約

本稿では、2013年度税制改正における相続税および贈与税の改正が家計行動に与える影響について検証することを目的とする。まず、世代間資産移転税制に対する家計の反応について分析した国内外の理論・実証双方の先行研究を展望した上で、「国税庁統計年報」からの集計データを用いて今回の税制改正に対する家計の反応を検証する。理論モデルでは、親の遺産動機が世代間資産移転税制に対する家計の反応を決定づける主たる要因として捉えられている。他方で、実証分析においては、理論モデルが想定するように、家計は遺産動機に応じて贈与税の非課税枠などを活用した節税行動をとるなど世代間資産移転税制に対し一定の反応を示すものの、その程度は限定的であることが示されている。今回の税制改正の影響について集計データを用いて検証したところ、家計が大幅に遺産・贈与行動を変更したことを示すような傾向は確認されなかった。そのため、今回の改正が家計行動に過度な歪みをもたらしたとは考えにくく、一定の格差是正の効果が期待される。

キーワード：相続税，贈与税，世代間移転，遺産，贈与，格差

JEL Classification：D31, D64, H24, H26, H31

## I. はじめに

資産格差は、所得や消費における格差と比べ、より顕著であることは周知の事実である (Davies and Shorrocks, 2000)。特に、最近の研究では、近年、資産格差が拡大傾向にあることが示されており (Piketty, 2014; Saez and Zucman, 2016)、多くの国で格差是正は重要な政策課題の一つとなっている。わが国も例外ではない。

家計資産は、通常、稼いだ所得の一部を不測

の事態や老後の備えとして蓄えておく資産、いわゆるライフ・サイクル仮説に基づく貯蓄に加え、親から移転される資産 (遺産や生前贈与からなる世代間移転) から構成される。両者のどちらが家計の資産形成においてより重要であるかについては、長年、論争が繰り返されてきたが (e.g., Kotlikoff and Summers, 1981; Modigliani, 1988), Davies and Shorrocks (2000) は、これ

\* 1 本稿の執筆にあたり、東京大学林正義教授、神戸大学チャールズ・ユウジ・ホリオカ特命教授、また本号の論文検討会議出席者の方々より有益なコメント・ご指摘をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。本研究は、JSPS 科研費 (課題番号: 18H00870, 20H01513) の助成を受けたものである。

\* 2 同志社大学政策学部教授

までの実証研究の分析結果から、世代間移転は平均して家計資産の約35～45%を占めると結論づけている。より最近の研究としては、Piketty（2011）が、1950年代以降、フランスにおいて家計資産に占める世代間移転の割合が上昇傾向にあり、特に過去30年間に於いてその傾向が強まっていることを指摘している。

わが国においても、これまでに、世代間移転の規模や家計資産に占める割合が推計されてきた。例えば、Barthold and Ito（1992）は、「国税庁統計年報」や「貯蓄動向調査」、「国民生活基礎調査」などを用いて、家計資産の少なくとも30～40%は世代間移転によるものだと推計している。その後、Shimono and Ishikawa（2002）は、同様のデータをもとに、家計資産に占める遺産の割合が1988年から1994年の間に約40%から約60%に上昇したことを示す推計結果を得ている。他方で、Horioka（2009）は、旧財団法人家計経済研究所が実施した「世帯内分配・世代間移転に関する研究調査」の個票データをもとに、回答者の家計資産に占める親からの遺産は約15%であると推計している。遺産額の規模に関しては、立岡（2012）が、2009年の「全国消費実態調査」や「国民経済計算」などをもとに、年間約37兆円、最大で約63兆円になると推計している。また、北村（2018）も同様のデータをもとに、1985年から2015年における世代間移転の規模について、この期間の年平均として約80兆円（遺産が約48兆円、生前贈与が約31兆円）という結果を示している。推計に用いられるデータなどによってバラツキはみられるものの、これらの推計結果から、わが国においても、世代間移転が家計資産においてかなりの程度の割合を占めていることがうかがえる。

先行研究が示す家計の資産形成における世代間移転の重要性は、相続税や贈与税などといった世代間資産移転税制が格差是正に貢献しうることを示唆するものである。わが国においても、資産再分配の機能を確保することを目的に世代間資産移転税制が設けられ、低下する再分配機

能を強化するため、2013年度税制改正において相続税の改正が行われた。しかしながら、世代間資産移転税制の是非については世界各国で議論になることが多く、実際、相続税・遺産税を廃止した国も少なくない。世代間資産移転税制は、家計行動を歪め、資産蓄積の減少や家業の衰退などを引き起こすことから、その効率性を疑問視する研究もある（e.g., Holtz-Eakin and Marples, 2001）。他方、最近の研究では、遺産は、絶対的格差は拡大させるが、相対的格差を縮小させることが指摘されている（e.g., Elinder et al., 2018; Bonke et al., 2017; Boserup et al., 2016）。ただし、Elinder et al.（2018）は、相続税を課すことでそのような遺産の格差是正効果が弱まる恐れはあるものの、相続税からの税収を再分配することで、相続税が格差是正に貢献しうることも指摘している。加えて、世代間資産移転税は、税制の中でも特に累進度の高い税であり、かつ被相続人の死亡時に資産移転が行われることで人々が保有する資産が観察可能となることから、税務行政の監視能力をも高める（Kopczuk, 2013）。また、世代間資産移転税制は、勤労所得や純資産に対する税などと比較しそれほどの歪みをもたらさない傾向がみられることから、OECD（2018）は、公平性や効率性、行政負担の観点から、相続税を正当化する根拠があると結論づけている。

このように、世代間資産移転税制の是非については必ずしも合意が得られているわけではない。特に、世代間資産移転税制が家計行動に歪みをもたらすか否かは論点の一つとなっており、世代間資産移転税制が資産格差をどの程度是正できるかは税制に対する家計の反応に大きく依存する。そのため、本稿では、2013年度税制改正における相続税および贈与税の改正を取り上げ、今回の改正が家計行動に及ぼす影響について検証する。

上記の点を踏まえ、本稿の目的は2つある。第1の目的は、世代間資産移転税制に対する家計の反応について分析した国内外の理論・実証双方の先行研究を展望し、主な論点を整理する

ことである。後述のとおり、データの制約などから、2000年代に入るまでは世代間資産移転税制に対する家計の反応について分析した研究は国内外問わず限定的であった。近年、ようやく欧米諸国を中心に実証分析が行われるようになったものの、わが国に関する研究は未だに限られている。そのため、本稿で展望する実証研究は欧米諸国に関するものが中心となるが、これらの研究を展望することは、わが国における今回の世代間資産移転税制改正を検証する上でも有効な知見を与えてくれる。第2の目的は、先行研究で示された見解などをもとに、「国税庁統計年報」からの集計データを用いて2013年度税制改正における相続税および贈与税の改

正が家計に及ぼす影響について検証することである。

本稿の構成は次のとおりである。第Ⅱ節では、わが国の世代間資産移転税制の位置づけおよび2013年度税制改正における相続税および贈与税の改正を確認する。第Ⅲ節では、世代間資産移転税制に対する家計の反応について分析した国内外の理論・実証双方の先行研究を展望する。第Ⅳ節では、先行研究で示された見解などに基づいて税制改正が及ぼしうる家計行動への影響を検証する。最後に、第Ⅴ節では、本研究の政策的インプリケーションなどについてまとめ、むすびとする。

## Ⅱ. わが国における世代間資産移転税制および2013年度税制改正

### Ⅱ-1. 世代間資産移転税制

わが国の世代間資産移転税制は相続税と贈与税から構成される。遺産相続の課税方式には、大別すると、遺産税方式と遺産取得税方式とがある。遺産税方式では、遺産そのものが課税対象となり、遺産を残した人（被相続人）が納税義務を負う。この場合、遺産総額に応じて課税され、残った額が相続人の間で分割されるため、税額が分割方法に影響されないことから、税収に対し中立であり、税務行政の負担も軽い。これに対し、遺産取得税方式では、相続した資産が課税対象となり、遺産を受け取った人（相続人）が納税義務を負う。この場合、遺産分割によって納税負担を軽減することが可能であることから遺産の分割が促進されるが、税収がその分少なくなる可能性があることに加え、税務行政の負担も重い。加えて、遺産取得税方式の場

合、親類縁者に対し優遇措置が設けられるなど、被相続人と相続人との関係によって納税義務の負担が異なることが一般的である。遺産税方式は、主にアメリカやイギリスなど英米法系諸国で採用されているのに対し、遺産取得税方式は、ドイツやフランスなどその他の国で採用される傾向にある。ただし、世代間資産移転税が主たる税収源になることは非常にまれであることから<sup>1)</sup>、相続税・遺産税を廃止する国も少なくなく、例えば、1970年代以降に廃止した国にはオーストラリアやオーストリア、カナダ、スウェーデン、ニュージーランド、ノルウェーなどが含まれる。

わが国の課税方式は、法定相続分方式と呼ばれる独自の方式で、遺産税方式と遺産取得税方式の両方の要素を有する。この方式のもとでは、相続税の総額は、遺産が法定相続人の間で分割

1) わが国においては、GDPに占める世代間資産移転税の割合は、2020年では0.4%であった。これは、フランスやベルギーの0.7%や韓国の0.5%よりも低い値ではあるが、他のOECD諸国における割合は日本の割合よりも低いことから、多くの国にとって世代間資産移転税は主たる税収源ではないことがうかがえる（OECD Revenue Statistics (<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=REV>))。

されるという仮定に基づいて算出される。より具体的には、まず、遺産額から基礎控除（定額控除および法定相続人の人数に応じた法定相続人比例控除）を差し引き、残った額（課税遺産総額）が法定相続人の間で法定相続分に応じて分割されると仮定し各相続人の取得金額が計算される。各相続人の取得金額に超過累進税率を適用し税額が計算され、その合計額が相続税の総額となる。その後、実際に取得した遺産額にそって税の総額が割り振られることで各相続人の納税額が計算される。その際、被相続人と相続人との関係に応じて控除（例えば、配偶者控除や未成年者控除など）が差し引かれ、各相続人の最終的な納税額が決まる。

以上のことから、法定相続分方式は、相続人が納税義務の負担を負う点、また取得した遺産額に基づいて課税がなされる点においては遺産取得税方式と共通しているが、相続人の納税額が取得した遺産額のみで決まらないといった点では異なる。相続人の納税額が取得した遺産額のみならず、ももとの遺産総額にも影響を受けることから、法定相続分方式には相続人の間で水平的公平性が確保されないといった課題がある。他方で、相続税の総額が遺産総額と法定相続人数および法定相続割合といった客観的要因で決まるといった利点もある（立岡，2013）。

贈与税は、贈与を受けた人（受贈者）に対し課される税で、遺産相続の場合と異なり、多くの国で似たような制度が設けられている。わが国では、暦年課税の場合、毎年110万円の基礎控除を受けることができ、基礎控除後の課税価格に対し超過累進税率が適用され税額が計算される。ただし、財産を贈与した人（贈与者）とそれを受け取った人（受贈者）が一定の要件を満たせば、受贈者は通常の暦年課税ではなく、相続時精算課税を選択することができる。相続時精算課税の場合、2,500万円の特別控除を受けることができ、これを超えた部分に対し一律20%の税率が適用される。なお、この制度を選択した場合の相続税額は、相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった際に、それまでの相続時

精算課税の適用を受けた贈与財産の額と相続によって取得した財産の額とを合計した額をもとに相続税額が計算され、そこから既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出される。

以上が、わが国の世代間資産移転税制の概要であるが、このような税制度の根拠として、2019年9月に公表された税制調査会答申において、「資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」の必要性が改めて指摘された。「資産再分配機能の適切な確保」に関しては、特に、出生率の低下にともなう相続人の数の減少が相続人一人当たりの相続額の増加へとつながり、高齢者世代における資産格差が相続を通じて次世代へと引き継がれることが懸念されており、資産課税の有する再分配機能の重要性が強調されている。加えて、社会保障制度を通じた「老後扶養の社会化」が進展していることを踏まえ、被相続人が生前に社会から受けた給付を清算する上での資産課税の役割も指摘されている。

「資産移転の時期の選択に中立的な税制」に関しては、高齢化にともなう「老老相続」の増加により、消費意欲の比較的高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっていることが懸念されており、改めて相続・贈与といった資産移転の時期の選択に中立的な制度の構築が求められている。相続税の負担回避を防止する観点から贈与税が設けられていることで贈与に対し一定の抑制が働いており、これが中立性を阻害する要因の一つとなっている。この課題に対応するため、2003年度税制改正において相続税・贈与税の一体化措置として先述の相続時精算課税制度が導入された。実際、この制度を選択した場合、資産移転のタイミングを自由に選択できるといった利点はある。しかし、贈与者が相続税の基礎控除を上回る財産を保有する場合、贈与税の基礎控除を活用することで可能となる節税ができないことに加え、相続時精算課税の選択に係る贈与者から贈与として取得する財産については、相続時精算課税を一度選択し

てしまうと、それ以降すべての年においてこの制度が適用され、暦年課税に再度移行することができないなどといった難点もあるため、必ずしも広く活用されているわけではない（濱秋、2021）。

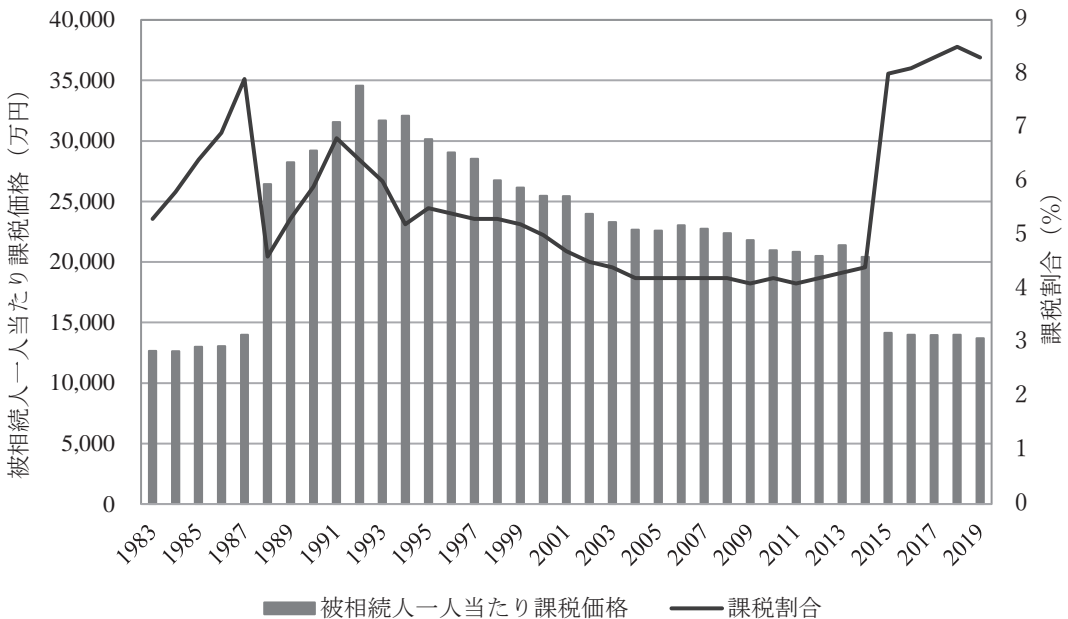
## II-2. 2013年度税制改正における相続税および贈与税の改正

ここでは、本稿で検証する2013年度税制改正の一環として行われた相続税および贈与税の改正（2015年に施行）について確認する。わが国における相続税の改正は、地価の推移に対応する形で行われる傾向がみられ、それが最も顕著に表れているのが、地価と基礎控除との関係である。例えば、1990年代初めにかけてみられた地価の高騰などに起因して上昇した課税割合（死亡者数に占める相続税の課税件数の割合）に対応するため、基礎控除額が数回にわたり引き上げられた。しかし、バブル崩壊後、地価の大幅な下落と共に課税割合の低下や納付税額の減少がみられたにもかかわらず、基礎控除

が長年据え置かれてきた。1987年には7.9%にまで上昇していた課税割合は、今回の相続税改正が施行される2015年の直近の10年間には4.1~4.4%で推移していた（図1を参照）。そのため、2013年度税制改正における相続税の改正では、相続税がもつ再分配機能を回復させるという目的のもと、課税ベースの拡大と税率構造の見直しが行われた。

このような経緯から行われた今回の相続税の改正には、以下の4点の改正事項が含まれた。第1に、遺産に係る基礎控除額が「5,000万円（定額控除）+1,000万円（比例控除）×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられた。例えば、法定相続人が配偶者および子2人であった場合、改正前は8,000万円であった基礎控除額が、改正後には4,800万円に引き下げられた。第2に、最高税率の引き上げなど税率構造が変更された。具体的には、法定相続人の取得金額が1億円を超える場合に提供される限界税率の刻みがより細かくなり、また6億円を超える場合に適

図1 相続税の課税状況の推移



（出所）財務省（[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/property/e07.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e07.htm)）

用される最高税率が50%から55%に引き上げられた。これら2点の改正は相続税の増税をもたらす内容となった。他方、第3の改正事項として未成年者控除および障害者控除においてそれぞれ20歳および85歳までの一年ごとの控除額が6万円から10万円に引き上げられ、第4の改正事項として小規模宅地等の特例が適用される限度面積が拡大されたが、これらは相続税の負担を軽減する内容であった。

贈与税の改正に関しては、2点の改正事項があり、第1に、先述の相続時精算課税制度の適用要件が変更された。具体的には、贈与者の年齢要件が65歳以上から60歳以上に引き下げられたことに加え、この制度が適用される受贈者に贈与者の孫が加えられたことで、適用対象者の範囲が拡大された。第2に、暦年課税の最高税率が相続税に合わせる形で50%から55%に引き上げられた一方で、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者については特例税率が適用されることとな

り、改正前と比較し、税率構造が緩和される内容となった。これらは、早期の資産移転を促すことで、資産の流動性を促進し、家計の消費活性化を図るものであった。

以上が、2013年度税制改正のもとで行われた相続税および贈与税の主な改正内容となる<sup>2)</sup>。相続税の主たる改正事項であった基礎控除額の4割の引き下げや最高税率の引き上げは、相続税の再分配機能を強化し、課税割合の上昇や納付税額の増加をもたらすなどして、資産格差の是正に一定の効果をもたらすことが期待される。ただし、今回の増税を踏まえ、家計が贈与税の基礎控除や直系尊属からの贈与に対する優遇措置などを活用して節税行動をとる可能性も考えられることから、税制改正の格差是正に対する効果は、家計の反応に大きく依存する。そのため、次節では、世代間資産移転税制に対する家計の反応について分析した先行研究を展望し、主な論点を整理することとする。

### Ⅲ. 先行研究

世代間資産移転税制の是非については世界各国で議論になることが少なくないにもかかわらず、データの制約などから、2000年代に入るまでは世代間資産移転税制に対する家計の反応に着目した研究は国内外問わず殆ど行われてこなかった。わが国に関する研究は未だに限られてはいるものの、近年、ようやく欧米諸国を中心に実証分析が盛んに行われるようになった<sup>3)</sup>。今回の世代間資産移転税制の改正、特に相続税の増税に対し家計がどのような反応を示すのかについて考察するためにも、本節では、

世代間資産移転税制に対する家計の反応について分析した国内外の理論・実証双方の先行研究を展望する。

#### Ⅲ-1. 理論研究

世代間資産移転税制に対する家計の反応は、人々が死亡時に資産を残す理由に大きく依存する。したがって、世代間資産移転税制に対する家計の反応を分析した理論モデルにおいては<sup>4)</sup>、親の遺産動機が主たる要因として捉えられている（Kopczuk, 2013）。例えば、Laitner and

2) 2013年度税制改正では、本節で紹介した改正のほか、事業承継税制において、非上場株式などを対象とした相続税および贈与税の納税猶予および免除の特例の適用要件の緩和や手続きの簡素化なども含まれた。

3) 世代間資産移転税制が家計行動に与える影響について分析した研究の展望に関しては、Kopczuk (2013)を参照されたい。

Ohlsson (2001) は、いくつかの代表的な遺産動機に基づいた理論モデルを用いて、それぞれのケースにおいて親のもつ遺産動機が遺産税を含む公共政策に対しどのようなインプリケーションをもつのかを検証している。先行研究では、これまでに様々な遺産動機が提案されてきたが<sup>5)</sup>、主な動機は次の4つである。一つ目は、親が遺産動機をもたないケースで、これは、拡張したライフ・サイクル仮説に基づいたものであり、この場合の遺産は意図せざる遺産として捉えられる。ライフ・サイクル仮説によれば、人々は若い時は働き、稼いだ所得の一部を貯蓄することで老後に備え、退職後は、それまでに蓄積した資産を取り崩すことによって生活費を賄う (Modigliani and Brumberg, 1954)。ただし、人々の貯蓄行動をより正確に捉えるため、ライフ・サイクル仮説は様々な方向に拡張され、寿命の不確実性や将来発生しうる不測の事態に備えた予備的貯蓄などを理由に、一定の資産が消費されることなく残り、それが遺産として次世代へと引き継がれることが示されている (Davies, 1981; Hurd, 1987 and 1989)。このケースでは、親は遺産動機をもたないことから、親の貯蓄・資産蓄積行動などは世代間資産移転税制の影響を受けないことが想定される。つまり、例えば、世代間資産移転税制の改正によって増税となった場合においても、親が節税行動に着手するとは考えにくいということである。

二つ目は、利他的な遺産動機である。利他的な親は、子の厚生を重視し、自分たちの消費のみならず子の消費からも効用を得ることから、子の低所得や子の間での所得格差を補うために世代間移転を行う (Barro, 1974; Becker and Tomes, 1979)。そのため、利他的な遺産動機をもつ親は、子が実際に受け取る (つまり、税金を差し引いた後の) 世代間移転の額を重視することから、世代間資産移転税制に応じて行動

することが想定される。例えば、世代間資産移転税制の改正によって増税となった際には、親は効用を最大化させるため、自分たちの消費と子への世代間移転との間において資産の再配分を行うが、どのように再配分するかは、消費および世代間移転のそれぞれの限界効用の弾力性に依存する。ただし、日本を含む多くの国においてそうであるように、先述のような控除などによって贈与が税制上優遇されている場合には、自分たちの消費と世代間移転との間で資産の再配分を行うのではなく、世代間移転の時期を調整することで増税に対応するといった選択肢もある。この場合、他の条件が同じであれば、利他的な遺産動機をもつ親は、贈与税が控除される範囲内で贈与を増やし、子が受け取る (税引き後の) 世代間移転の額が変わらないように努める (Nordblom and Ohlsson, 2006)。つまり、利他的な遺産動機をもつ親は、理論上、遺産動機をもたない親と比較し、世代間移転の時期を変更するなどといった節税行動をとる可能性がより高いということである。

三つ目は、交換動機であり、この場合、親は子の関心を引くため、あるいは介護などといったサービスの子から引き出すために世代間移転を行う (Bernheim et al, 1985; Cox, 1987)。交換動機に基づくモデルでは、世代間移転は子が提供するサービスの量に比例すると考えられ、親は世代間資産移転税制に応じて行動することが想定される。この場合、例えば、世代間資産移転税制における増税は、親が子からサービスを得るために支払う対価の上昇を意味する。そのため、贈与が税制上優遇されている場合、利他的な遺産動機をもつ親のケースと同様に、交換動機をもつ親も世代間移転の時期を早めることで増税に対応する可能性がある。つまり、世代間移転の時期を早めることで、親は子が提供するサービスの対価の上昇に対応するというわ

4) 世代間資産移転税制について分析した理論研究の展望に関しては、Cremer and Pestieau (2011) を参照されたい。

5) 遺産動機に関する理論・実証研究の展望に関しては、それぞれ Laferrere and Wolff (2006) と Arrondel and Masson (2006) を参照されたい。

けである。ただし、交換動機の場合、世代間移転の時期を早めてしまうと、子に対する交渉力を失い、将来、子から必要なサービスを引き出せなくなる可能性も生じる。そのため、世代間資産移転税制の増税に対し親がどのような対応をとるかは、子が提供するサービスに対する親の需要がその価格に対しどの程度弾力的であるかに依存する。非弾力的であれば、子が受け取る（税引き後の）世代間移転の額に変更が生じないよう、世代間移転の時期を早めるなどといった対応をとる。他方、価格に対し弾力的であれば、増税による対価の上昇を理由に、子からサービスを受けることを断念し、資産を子への世代間移転から自分たちの消費へと（例えば、市場から介護サービスを得るために）再配分する。このように、親が最終的にどのような対応をとるかは、理論の上では不明確であるため、実証分析においての確認が必要である。

最後は、joy-of-givingあるいはwarm-glow動機である。このような動機をもつ親は、子に資産を移転することで効用を得る（e.g., Abel and Warshawsky, 1988）。この場合、遺産は人生の終期における消費として効用関数に含まれ、所得効果や価格効果を受ける。利他的な遺産動機をもつ親とは異なり、joy-of-giving動機しかもたない親は、子の厚生は考慮しないため、この場合の世代間移転は補填の効果をもたない。また、joy-of-giving動機には2つの異なるケースが存在し、その違いは、税引き前あるいは税引き後の遺産額のどちらが親にとってより重要であるかである。前者の場合は、親は世代間資産移転税制の改正に対して反応を示さないが、後者の場合は、世代間資産移転税制の改正は価格効果として親の行動に影響を与えることが想定され、最終的に親がどのような対応をとるかは、交換動機の場合と同様に、世代間移転という「消費財」に対する親の需要の価格弾力性の水準によって決まる。

先行研究では、これまでに様々な遺産動機が提案され、上記のように、想定される世代間資産移転税制に対する家計の反応は遺産動機に

よって異なる。しかし、人々がどの遺産動機を有するかについては未だ合意は得られていない。Kopczuk（2013）は、人々が有する遺産動機について合意を得ようとするよりも、人々は必ずしも一つのタイプの動機のみを有しているとは限らず、複数の動機を同時に有することもあれば、人によって有する動機が異なることもあると考える方がより現実的であると指摘している。

### Ⅲ－２．実証研究

世代間資産移転税制に対する家計の反応について分析した実証研究は、国内外問わず、2000年代に入るまでは非常に限定的であった。その理由の一つとして、データの制約が挙げられる。世代間資産移転税制は、多くの場合、一部の富裕層にしか適用されないため、通常の世帯調査からのデータを用いた分析には限界がある。そのため、近年、税務データや富裕層をオーバーサンプリングした世帯調査からのデータが利用できるようになったことにより、実証分析が可能となった。もう一つの課題は、世代間資産移転税制の場合、納税義務は定期的に発生するものではなく、かつ長期にわたり税金対策を講じることが可能であることから、家計の反応と実際の納税時期との間に長いラグが生じうるため、世代間資産移転税制と家計の反応との間の因果関係を特定することは容易ではない（Kopczuk, 2013）。また、一般的に、税率は遺産額に依存するため、内生性の問題もある。そのため、先行研究では、税制改正などによる外生的なショックを利用して家計の行動を分析したものが多くある。

ここでは、本稿の目的である2013年度税制改正における相続税と贈与税の改正が家計行動に与える影響について考察するにあたり、より関連するものとして、世代間資産移転税制が（i）遺産や資産蓄積に与える影響および（ii）贈与に与える影響について分析した実証研究を中心に展望する<sup>6）</sup>。



### Ⅲ－２－１．遺産・資産蓄積行動への影響

Kopczuk and Slemrod (2001) は、アメリカの1916～1996年の確定申告のデータを用いて、遺産税が資産蓄積や節税行動に与える影響について分析している。まず、集計データに基づいた時系列の分析では、国の総資産に占める最富裕層の遺産額の割合と遺産税率との間に負の相関が存在することが示された。他方、個人の申告データを用いたクロス・セクションの分析では、必ずしも明確な負の相関は示されなかったが、遺書を残して死亡した者、あるいはより高齢で死亡した者の場合ほど、負の相関がより明確であった。これは、遺産動機をもつ者のほうが世代間資産移転税制により反応するといった理論分析からの結果と整合的である。また、死亡時の遺産税率よりも、被相続人が45歳の時点、あるいは死亡時から10年前の税率の方が、遺産額との間により明確な負の相関があることも推定結果によって示されている。これは、遺産行動においては、死亡時の税率よりも、人々が予想する税率の方がより重要であることを示唆するものである。具体的には、50%の遺産税率は、最終的には、上位0.5%の最富裕層の資産を約10.5%縮小させるという結果が示されている。これらの結果は、遺産税が資産蓄積の減少、節税行動、あるいはその両方を引き起こすことを示唆するものである。

Joulfaian (2006) もアメリカにおける遺産額の税率弾力性を推定している。ここでは、遺産税に相当する所得税率が計算され、これは資産がもたらす年間の収益に課される税率として定義されている。推定には1951～2001年における連邦政府の遺産税に関する収支データが用いられており、課税遺産額の税率弾力性は $-0.0945$ と推定されている。ただし、この研究においても、これが貯蓄や資産蓄積に対する影響からのものなのか、あるいは節税行動からのものなのかは

識別されていない。

イタリアでは、2001年に遺産税や相続税、贈与税が廃止されたが、Jappelli et al. (2014) は、この影響が家計の保有資産額によって異なることに着目し、世代間資産移転税制が遺産額に及ぼす影響について検証している<sup>7)</sup>。ここでは、データの制約上、実物資産のみを対象に分析されているが、この改正により実物資産の移転確率が2%ポイント上昇し、また移転される実物資産の面積が9.3平方メートル増加したという推定結果が示された。移転される面積が評価額に比例していると仮定した場合、これは、税率弾力性約 $-0.1$ に相当し、分析対象国は異なるものの、前述のJoulfaian (2006) で得られた推定値とほぼ同じ値である。ただし、Jappelli et al. (2014) では実物資産のみについて分析しているため、この推定結果が、税制改正の影響のみによるものなのか、あるいはポートフォリオ効果にもよるものなのかは識別できない。

Goupille-Lebret and Infante (2018) は、1992年にフランスで行われた相続に関する税制上の優遇措置の改正を利用し、相続税が資産蓄積に与える影響について分析している。フランスでは、Assurance-vieと呼ばれる金融商品が家計の資産形成において重要な役割を担っており、家計が保有する金融資産の38%、死亡時に遺贈される資産の約4分の1を占める(Goupille-Lebret and Infante, 2018)。1992年の改正では、Assurance-vieからの資産の遺贈に対する優遇措置の対象が縮小され、この改正は1992年11月以降に開設された口座に対して適用された。集積推計法(bunching estimator)に基づく分析では、この改正が拠出のタイミングに影響を及ぼしたこと、また改正によってAssurance-vieへの拠出額が減少したことが示されたが、いずれの影響も比較的小さいものであった。

同様に、Glogowsky (2021) は、ドイツの相

6) 世代間資産移転税制に対する家計の反応は、家族事業の継承や起業、寄付行動、また受贈者の貯蓄行動や労働供給などといった他の行動にも表れうる。これらの行動への影響に関する先行研究の展望に関しては、Kopczuk (2013) や Joulfaian (2016) を参照されたい。

7) イタリアでは、2006年に再度世代間資産移転税が適用されることとなった。

相続税および贈与税の税率構造によって「歪み」が生じていることに着目し、集積推計法を用いて相続税・遺産税に対する家計の反応を検証している。推定結果により、これらの税は課税対象となる世代間移転に一定の影響を与え、特に近い親族やより多額の世代間移転の場合、また遺産よりも贈与において、その影響がより大きいことが示された。ただし、弾力性でみると影響は比較的小さく、贈与の場合は常に0.1以下であり、遺産の場合はそれ以下であった。このように、短期でみた反応でさえも限定的であることから、世代間移転は税率構造にそれほど左右されないことが示唆される。Glogowsky (2021) は、税制に対する家計の反応が限定的であることから、税率構造は税収にそれほど影響を及ぼさないうと結論づけている。Sommer (2017) でも同様の推定結果が得られている。

### Ⅲ-2-2. 贈与行動への影響

理論分析によれば、利他的な遺産動機をもつ親、また場合によっては交換動機や joy-of-giving 動機をもつ親は、贈与税の非課税枠などを活用して節税行動をとることが想定される。例えば、アメリカでは、1976年の税制改正（Tax Reform Act of 1976）により遺産税と贈与税が統合されたが、贈与税の毎年の非課税枠を活用することで節税することが可能となっている<sup>8)</sup>。Bernheim et al. (2004) は、アメリカの1997年の税制改正（Tax Reform Act of 1997）における遺産税の控除額の引き上げを利用し、予想される影響の有無やその大きさが家計の保有資産額によって異なることに着目し、家計の贈与行動の変化を検証している。推定結果により、改正が行われなかった場合と比較し、1997年の改正により保有資産が非課税となった家計においてのみ、贈与を行う確率が約10～14%ポイント低下したことが示された。このような結果は、遺産が意図せざる遺産

というよりも、家計が何らかの遺産動機に基づいて世代間移転を行っていることを示唆するものである（Bernheim et al., 2004）。Page (2003) でも、州の間での遺産税の負担の違いを用いた分析を通して、遺産税と贈与を行う確率および贈与額との間に有意な正の相関があることが確認され、これらの結果も、世代間移転が遺産動機に基づいて行われるものであることを示唆するものであると言えよう。

しかし、McGarry (2001) は、課税対象となりうる資産を有する親ほど贈与を行う傾向はみられるものの、税制上可能なほど贈与税の非課税枠を活用していないことを指摘している。このような行動には、子には遺産を均等に配分したいという親の思いが働いている可能性がある。贈与税の非課税枠を活用することで子により多くの資産を残すことはできるものの、非課税枠を最大限に活用する場合、贈与可能な総額が子の婚姻状況や子どもの数によって異なってくるため、子の間で遺産を均等配分したいという意に反してしまう。そのため、多くの親は税制上可能なほど贈与税の非課税枠を活用しない傾向にあると考えられる。

Poterba (2001) でも同様の結果が得られており、特に個人事業などのように非流動資産として資産を保有している家計ほど贈与を行わない傾向が示されている。また、アメリカの場合、未実現のキャピタル・ゲインを含む資産を遺産として取得した場合、ステップ・アップ方式（step-up in basis）が適用されることで、その資産を相続時の時価にステップ・アップして受け取ることができ、キャピタル・ゲインに対する課税を回避することができる。そのため、未実現のキャピタル・ゲインをより多く含む資産を保有している家計ほど、贈与よりも遺産として資産を残す方が節税となることから、それほど贈与を行わない傾向が確認される（Poterba, 2001）。実際、Joulfaian (2005) は、贈与の相

8) 2022年の時点でのアメリカにおける受贈者一人当たりの贈与税の年間の非課税限度額はUS\$16,000となっている。

対的費用を上昇させるキャピタル・ゲイン税と贈与税が世代間移転のタイミングに有意な影響を及ぼすといった推定結果を示している。

ところで、McGarry (2001) および Poterba (2001) で示された結果は、単年のデータを用いた分析に基づいたものであるが、家計によっては、毎年でなくとも、数年に一度の頻度で贈与している可能性も考えられる。しかし、Joulfaian and McGarry (2004) は、パネルデータに基づいて贈与の頻度を検証しているが、贈与を行った殆どの回答者はある年にしか贈与を行っていない傾向がみられることを指摘している。また、贈与税に関する縦断データからも、富裕層は税制改正に応じて行動しているものの、非課税枠を最大限に活用していないことが確認され、贈与額の総計は死亡時の資産の10%にも満たないことが示されている (Joulfaian and McGarry, 2004)。加えて、McGarry (2013) では、17年の期間における贈与行動が分析されているが、ここでも、人々が税制上可能なほど贈与税の非課税枠を活用していない傾向が確認されている。また、ある年に多額の贈与を行った富裕層においても、翌年以降、同様の水準の贈与を行うのはごく一部のみに限られていることが示されている (McGarry, 2013)。

これらの先行研究では、世代間資産移転税制に対して家計はある程度の反応を示すことが明らかにされているが、McGarry (2001, 2013) や Poterba (2001), Joulfaian and McGarry (2004) が示すように、家計は税制上可能なほど節税行動をとらない傾向にあることも確認されている。その説明要因として、Kopczuk (2007) は、人々が可能な限り自身の資産を管理したいという思いを有していることを挙げている。彼は、1977年の個人の確定申告のデータを用いて、末期症状が発症した後の富裕層の行動を分析し、より長い期間末期症状に苦しんだ人と比較し、そうでない人の遺産額は10~18%ほど大きいといった結果を導いた。当然ながら、このような結果は、末期症状を発症したことによるその後の所得の喪失や医療費・介護費の発生によるものである

とも考えられる。しかし、Kopczuk (2007) は、Health and Retirement Survey (HRS)/Asset and Health Dynamics Study (AHEAD) における死亡者に関する調査 (exit surveys) からのデータを分析し、遺産額の減少は、そのような要因によって引き起こされているというよりも、被相続人の多くが末期症状の発症後に遺産税対策に着手したことにより引き起こされている可能性が高いと説明している。このような行動は、ライフ・サイクル仮説や遺産動機のみで説明することは難しく、wealth-in-utility 動機あるいはcapitalistic spirit (Carroll, 2000) が示すように、人々は自身が保有する資産から効用を得ることにより説明できるのかもしれない (Kopczuk, 2007)。

スウェーデンに関する Ohlsson (2011) の分析でも、親が節税行動を取りながらも、できるだけ自分たちが資産を管理できるように行動することを示唆する推定結果が示されている。スウェーデンでは、1947年の遺産税法 (Estate Tax Law of 1947) により、1948年に遺産税が導入され、贈与に対しても適用されることとなった。これに対し、人々が遺産税の導入を予期し、比較的早い段階から導入前にかけて贈与を著しく増やしたことが確認されている。ただし、Ohlsson (2011) の分析では、贈与した後でも資産を管理できるようにといった理由から、未成年の子への贈与が特に増えたことに加え、金融資産や実物資産よりも約束手形といった形式での贈与が最も一般的であったことが示されており、これらの結果からも、可能な限り自身の資産を自身で管理しておきたいという親の思いがうかがえる。

本節で展望した多くの先行研究では、世代間資産移転税制に対し、家計は一定の反応を示すことが明らかにされている。ただし、これまでに推定された遺産額の税率弾力性は、おおよそ-0.1から-0.2の間の値であることから、遺産額への影響は比較的限定的であることが示唆される (Kopczuk, 2013)。他方、贈与税の非課税枠などを活用した節税行動も先行研究によって

確認されているが、この場合も税制上可能なほど家計が節税を行っていないことが示されている。つまり、理論モデルが示すように、何らかの遺産動機をもつ親は少なくないが、親の行動は必ずしも遺産動機のみで説明できないということである。このような行動を説明するにあたっては、Kopczuk（2007）やOhlsson（2011）の分析結果が示すように、親が戦略的あるいは

精神的な理由などから、自身の資産は可能な限り自分で管理しておきたいという思いが左右していると考えられる。あるいは、自身の死を否定していることから、死の直前にならなければ税金対策に着手しないとも考えられる。いずれにしても、先行研究の結果から、世代間資産移転税制は、懸念されるほどの歪みを家計行動にもたらすとは考えにくいことが示唆される。

## IV. 2013年度税制改正における相続税および贈与税による家計行動への影響

本節では、2013年度税制改正における相続税および贈与税の改正に対する家計の反応を検証する。ただし、後述のように、データの制約上、先行研究で行われているような厳密な実証分析を行うことは困難であるため、本節で示す見解には注意が必要であり、今後、適切なデータが入手可能となった際には、改めて検証する必要があることを指摘しておく。

### IV-1. 改正内容に関する考察

2013年度税制改正における相続税および贈与税の改正に対する家計の反応を検証する前に、まずは、先行研究で得られた分析結果を参考にしながら、今回の改正内容について考察しておきたい。今回の税制改正の主な改正事項は、相続税の基礎控除額の引き下げおよび最高税率の引き上げであった。図1が示すように、地価の下落などに伴う近年の課税割合の低下を考慮すると、これらの改正は妥当なものであったと言える。特に、これらの改正に対し、家計が貯蓄・資産蓄積行動を大幅に変更したり、あるいは過度な節税行動をとらない限りは、今回の改正は相続税の再分配機能を強化させ、一定の格差是正の効果をもつことが期待される。

しかしながら、他の改正事項として、今回の改正には直系尊属からの贈与への特例税率の適用も盛り込まれた。このような改正は、相続税の増税

に対応するための節税機会を家計に与える内容であることは否定できない。特に、先行研究では、世代間資産移転税制に対する家計の反応はより近い親族への贈与において強い傾向がみられることが指摘されている（Glogowsky, 2021; Sommer, 2017）。そのため、直系尊属からの贈与に対する特例税率の適用が導入されたことにより、家計の節税行動が助長されてしまう恐れはある。他方、贈与税の税制上の優遇措置を活用した家計の節税行動を防止する上では、相続税・遺産税と贈与税を一体化させたり、また両者において同じ税率を適用することが望ましいと考えられていることを踏まえると、今回の改正により、相続時精算課税制度の適用対象者の範囲が拡大されたことや贈与税の暦年課税において最高税率が相続税に合わせる形で引き上げられたことは、世代間資産移転税制が家計行動に及ぼしうる歪みを軽減する内容であると言える。

### IV-2. 家計の反応に関する考察

第II節で説明したように、2013年度の税制改正における相続税および贈与税の主な改正事項は、相続税の基礎控除額の引き下げおよび最高税率の引き上げ、また直系尊属からの贈与に対する税負担の軽減（相続時精算課税制度の適用対象者の範囲の拡大や特例税率の適用など）などとなっている。これらの改正に対し、家計

はどのような反応を示しうるのであろうか。

先行研究の結果から、相続税の増税を機に、家計は貯蓄・資産蓄積行動を変更する可能性が考えられるが、これに加え、贈与税の非課税枠や今回の改正で加えられた優遇措置などを活用し、遺産として残すつもりであった資産の一部を贈与するなど家計が節税行動を始めた可能性もある。2013年度税制改正が施行されたのは2015年であったため、早めに節税対策を講じた可能性も考えられる。家計行動にこのような変化がみられるのか否かについて検証するには、本来であれば、相続税の課税対象となる額の遺産を残すような富裕層をオーバーサンプリングした個票データ、あるいは税務データなどを用いて分析することが望ましい。残念ながら、そのようなデータの入手は困難であることから、ここでは、「国税庁統計年報」からの相続税および贈与税の課税状況に関する集計データを用いて、その推移を確認することで今回の税制改正の家計行動への影響を検証する。加えて、先行研究で得られた結果も参考にする。

#### Ⅳ-2-1. 相続における家計の反応

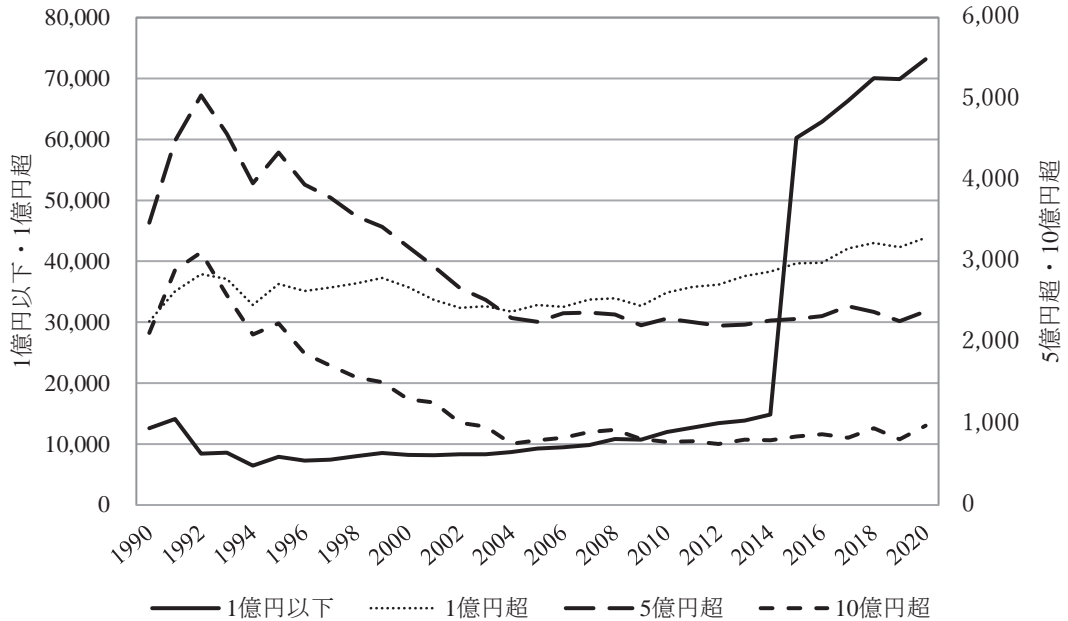
2013年度税制改正における相続税および贈与税に対する家計の反応を考察するにあたり、まずは、相続税の課税状況の推移を確認することで、家計行動に何らかの変化がみられるのか否かについて検証する。今回の増税が、資産蓄積に対する家計の意欲を損なうような働きをもたらすのであれば、家計の保有資産額が減少する恐れがある。あるいは、遺産動機をもつ親の場合、贈与税の非課税枠などを活用して節税行動を始めた可能性もある。どちらの場合も遺産額の減少をもたらすため、課税対象となった被相続人の数や相続税の課税価格の減少をもたらさう。他方、今回の改正では、基礎控除額が引き下げられたため、人々が積極的な節税行動をとらない限りは、課税対象となった被相続人の数は大幅に増えることが予想される。

図1をみると、改正が施行された2015年に、課税割合（死亡者数に占める相続税の課税件数

の割合）が急上昇していることが確認できる。2014年には4.4%であった課税割合は、翌年の2015年には8.0%にまで上昇し、それ以降も緩やかに上昇している。このような推移は、相続税の増税が行われたにもかかわらず、家計が積極的な節税行動をとらなかったことを示唆するものである。ただし、これはあくまでも集計データからの考察であり、節税することで遺産が課税対象にならなかった家計の存在は、このような統計には反映されない。そのため、改正後の本来の課税割合は、報告されている課税割合よりも更に高い値であった可能性もある。ただし、財務省（2015）の『平成27年度租税及び印紙収入予算の説明』では、2015年の相続税の課税件数は81,000件になると見込まれていたのに対し、実際の課税件数は103,043件と予想を上回る件数であった。したがって、節税などによって課税を免れたケースはそれほど多くなかったと思われる。加えて、日置（2018）は、「全国消費実態調査」の資産データを用いて、相続税の改正が課税割合にどのような影響を及ぼさうのかを予測する推計モデルを構築しているが、課税割合の実績値が8.0%だったのに対し、推定値は8.5%であった。これは、今回の税制改正に対し、人々が大幅に行動を変更しなかったことを示唆するものと言えよう。

次に、課税価格階級別の被相続人の数の推移を確認する。今回の相続税の改正の主たる改正事項は基礎控除額の引き下げであったため、課税状況における変化は、主に課税価格が比較的低い層でみられるはずである。図2によると、予想どおり、2015年に被相続人の数が著しく増加したのは課税価格が1億円以下の階級であった。これに対し他の階級では、このような極端な変化は観察されない。例えば、相続税の課税価格が1億円を超える被相続人の場合、改正前の基礎控除額でも遺産額が課税対象になっていた可能性が高いため（例えば、法定相続人が配偶者および子2人の場合の基礎控除額は8,000万円）、課税価格が1億円を超える階級の被相続人の場合においては、今回の基礎控除額

図2 課税価格階級別被相続人の数



(出所) 国税庁「国税庁統計年報」

の引き下げに対し、彼ら・彼女らが行動を変化させたとは考えにくい。ただし、2013年度の改正では、各法定相続人の取得金額が6億円を超える場合の税率は50%から55%に引き上げられた。そのため、課税価格が10億円を超えるケースの中には、新たな最高税率が適用された法定相続人が含まれている可能性があり、その場合、税率の引き上げに対して、被相続人が何らかの対応をとった可能性もある。図2でこの可能性を検証するには限界があるが、少なくとも相続税の課税価格が5億円および10億円を超える被相続人の数において、改正が施行された2015年前後で顕著な変化はみられない。

次に、図3では、税制改正に対する家計の反応が遺産額に表れるか否かについて確認するため、課税価格階級別に被相続人一人当たりの課税価格の推移を示している。まず、課税価格が1億円以下の階級をみると、基礎控除額の引き下げの影響を受け、2015年以降、被相続人一人当たりの課税価格が減少していることが観察

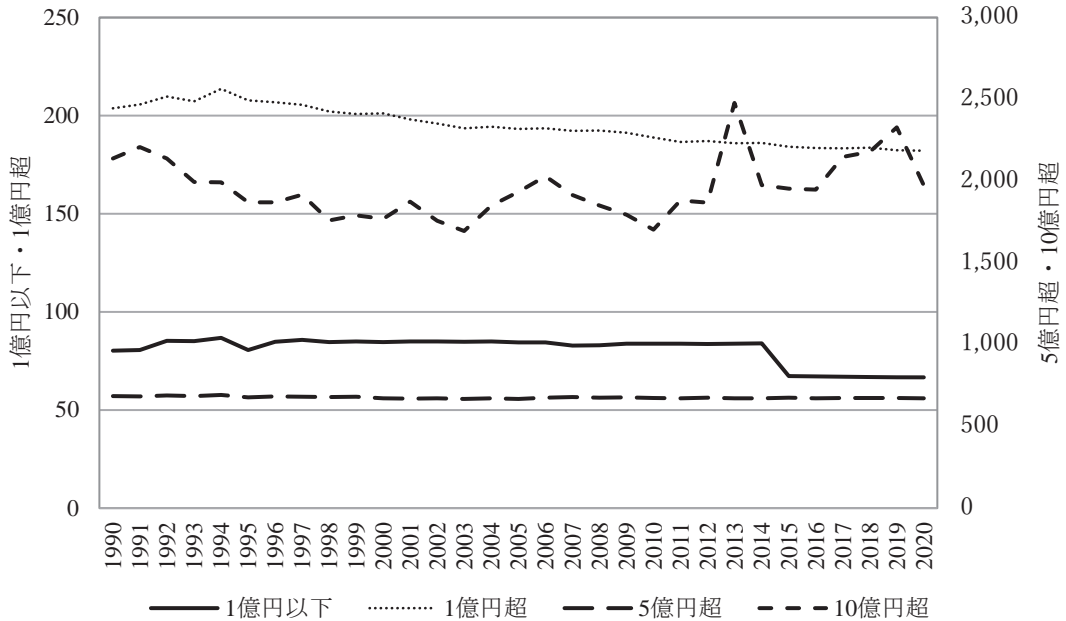
される。これに対し、1億円超および5億円超の階級では、改正時期前後で特に顕著な変化は確認されない。他方、10億円超の階級においては、若干の変動がみられる。ただし、この階級においては、2015年以前においても、他の階級と比較して変動が激しい。他の階級と比べ、この階級に該当する被相続人の数が比較的少ないため、個々のケースの課税価格が平均値に影響している可能性も排除できず、ここから税制改正の影響を判断するのは難しい。

集計データに基づいた観察のため、税制改正に対する家計の反応を厳密に検証することはできないものの、相続税の課税状況の推移をみる限り、税制改正により家計が大幅に行動を変えたとは言いがたい。

#### IV-2-2. 贈与における家計の反応

多くの先行研究では、遺産額よりも贈与額の方が世代間資産移転税制により強く反応することが示されている (Glogowsky, 2021; Sommer,

図3 課税価格階級別被相続人一人当たり課税価格（100万円）



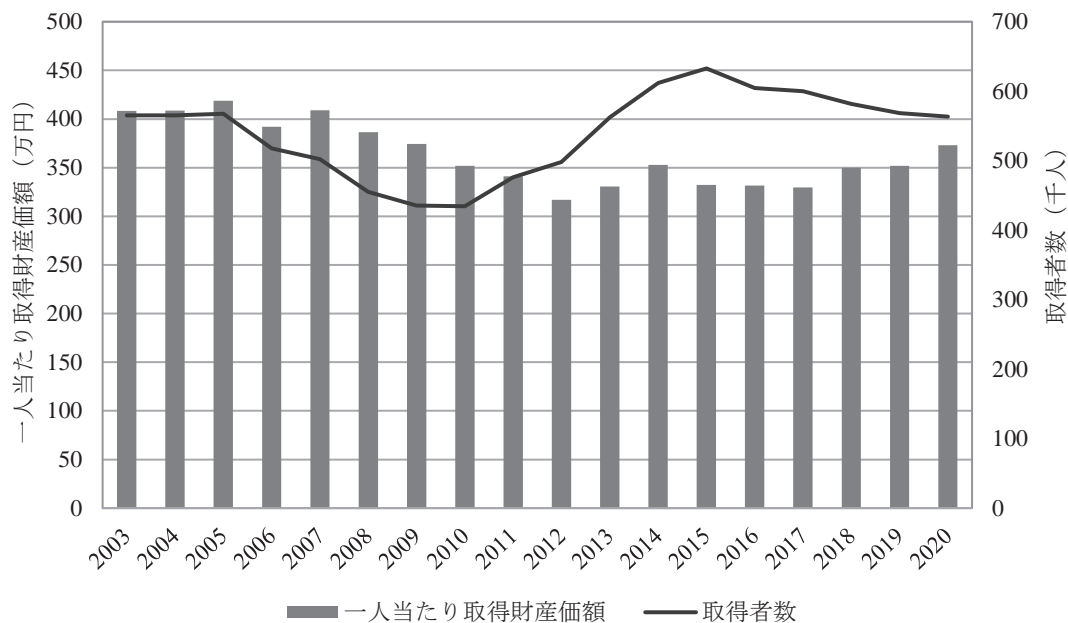
(出所) 国税庁「国税庁統計年報」

2017)。また、税制上可能なほど活用されていないものの、贈与税の非課税枠を活用した節税行動が行われていることも確認されている (Joulfaian and McGarry, 2004; McGarry, 2001, 2013; Poterba, 2001)。図2・3をみる限り、今回の相続税の増税が家計の過度な節税行動を促したとは考えにくい、わが国においても、家計によっては贈与税の非課税枠などを活用して節税行動を始めた可能性が考えられる。ただし、非課税枠を活用する場合は贈与税の課税対象にはならないため、このようなケースは「国税庁統計年報」の統計には反映されないため、この点については、「国税庁統計年報」からの集計データでは確認できない。しかしながら、2013年度税制改正における贈与税の改正では、直系尊属からの贈与に対する特例税率の適用の導入などといった改正も行われたため、このような優遇措置を活用して贈与を行うようになった家計が存在する可能性もある。図4は、2003年度税制改正において相続税・贈与税の一体化措置として相

続時精算課税制度が導入されて以降の贈与税の課税状況の推移を示している。この図をみると、2015年以降、課税対象となった贈与を取得した人の数は減少傾向にあることから、新たな優遇措置が節税行動を助長したとは考えにくい。

他方、2012年から2014年にかけては、課税対象となった贈与を取得した人の数および一人当たりの取得財産価額が共に増加したことが確認される。2013年の税制改正が施行されたのは2015年であったため、相続税の増税および贈与税の最高税率の引き上げに対応するため、この間に贈与を行う家計が増えた可能性は否定できない。この点においては、類似の分析を行っている濱秋(2021)でも同様の結果が得られており、濱秋(2021)は、人々が贈与と相続の税負担を考慮して世代間移転の意思決定を行っていることを示唆する結果だと指摘している。ただ、今回の贈与税の改正では、直系尊属からの贈与に対する特例税率の適用も同時に導入されたことから、図4で示される贈与税の課税状況をみ

図4 贈与税の課税状況の推移



（出所）財務省（[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/property/e07.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e07.htm)）

でも、今回の改正に対する贈与による節税行動は一時的、また限定的であったと考えられる。

集計データに基づいた検証であるため注意が必要ではあるが、図2～4をみる限りでは、2013年度税制改正における相続税および贈与税の改正に対し、家計が大幅に行動を変更したとは考えにくい。特に、今回の改正の主たる改正事項であった相続税の基礎控除額の引き下げにより、課税割合の上昇が政府の予想よりも大きく、また個票データに基づいた推定値とほぼ同水準であったこと（日置，2018）を踏まえると、積極的に節税行動をとり、相続税の対象になることを回避しようとした家計は一部にすぎなかったのではなかろうか。

上記の点を支持する結果が野村（2021）による分析でも得られている。野村（2021）は、金融広報中央委員会が実施している「家計の金融行動に関する世論調査」からの個票データをもとに、今回の税制改正が家計の貯蓄行動に及ぼす影響について分析している。具体的には、家計の保有資産高をもとに、サンプルを今回の相

続税の基礎控除額の引き下げにより新たに相続税の課税対象となる可能性の高い家計とそうでない家計に分けることで、税制改正の影響を検証している。この分析では、今回の税制改正が家計の貯蓄に正の影響を及ぼしていることが示されている。必ずしも明確ではないものの、これには遺産動機の影響が働いている可能性があり、相続税の増税により子が将来受け取る税引き後の遺産額の減少を補うために親が貯蓄を増やしていると説明できる（野村，2021）。他方、租税回避を目的とした贈与は必ずしも一般的ではないことを示唆する結果も得られており、これを踏まえ、野村（2021）は、今回の相続税の増税は、過度な経済的歪みを引き起こすことなく、格差是正に貢献している可能性があると論じている。また、Hamaaki（2021）は、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが実施している「消費生活に関するパネル調査」からの個票データをもとに、家計の贈与行動について分析しているが、贈与の受け取りが頻繁ではないことを受け、わが国においては、相続税の



回避目的で子に定期的に贈与を行っている親はごく一部であるといった見解を示している。これらの個票データに基づいた分析からも、わが国では、家計による贈与を通じた節税行動がそれほど一般的ではないことが示唆される。

それでは、なぜ今回の相続税の増税に対し、家計はそれほどの反応を示さないのであろうか。理論分析からの結果に基づくと、その理由として、わが国では遺産動機をもつ親が少ないことが挙げられる。つまり、多くの家計にとって、遺産は意図せざる遺産であることから、世代間資産移転税制が改正されても、対策を講じる必要性を感じていないと考えられる。実際、Horioka (2014) が指摘するように、アメリカなどに比べ、わが国では利他的な遺産動機をもつ親は比較的少なく、多くの親は「資産が残ったら子に残す」とし、遺産動機をもたない（あるいは、消極的な遺産動機をもつ）傾向がある。

それでは、実際に、世代間資産移転税制に対する親の反応は遺産動機によって異なるのであろうか。第Ⅲ節で説明したように、世代間資産移転税制に対する家計の反応を分析した理論モデルでは、親の遺産動機が家計の異なる反応を説明する主たる要因として捉えられている。これに対し、実証分析においては、親の遺産動機と世代間資産移転税制に対する反応との関係を直接的に検証した研究は国内外問わず非常に限られている。例外として、Niimi (2019) がある。Niimi (2019) は、ゆうちょ財団が2013年に実施した「家計と貯蓄に関する調査」からの個票データをもとに、親のもつ遺産動機と世代間資産移転税制に対する親の行動との関係を検証している。この調査には、2013年度税制改正の

一環として当時検討されていた相続税の基礎控除額の引き下げが実施された場合の対応策について問うた質問が含まれており、Niimi (2019) は、この質問に対する回答を用いて、相続税の改正に対する回答者の反応が、回答者のもつ遺産動機によって異なるのか否かについて検証している。推定結果によれば、理論モデルが示すように、相続税の増税に対する回答者の反応は、本人がもつ遺産動機によって異なることが確認された。具体的には、相続税の基礎控除額の引き下げに対し、利他的な遺産動機をもつ回答者は、遺産動機をもたない回答者と比較して、遺産が控除額内におさまるように資産の一部を生前贈与に回して調整すると回答する確率が有意に高いといった結果が得られた。

この分析に用いられた子をもつ回答者からなるサンプルの大半(59%)は、遺産動機をもたない、あるいは消極的な遺産動機しかもたず、これに対し、利他的な遺産動機をもつ回答者は36%、交換動機をもつ回答者は5%に過ぎなかった(Niimi, 2019)。これらの数字は、遺産動機の国際比較を行っているHorioka (2014) で示されている数字とも整合的であり、わが国における利他的な遺産動機をもつ親の割合は、アメリカ(58%)と比較して遥かに低いことがわかる<sup>9)</sup>。

Niimi (2019) では、回答者の実際の行動ではなく、あくまでも当時想定されていた基礎控除額の引き下げに対して回答者がとると予想する行動に基づいて分析が行われており、予想と実際の行動とが異なる可能性は否定できない。しかしながら、わが国における遺産動機の実態と理論分析からの結果を踏まえて考察すると、

9) わが国では、人々の持ち家志向が高く、また老後も持ち家に住み続けたい意向も強いいため、持ち家を担保に生活資金などを借入れることのできるリバース・モーゲージへの需要は高まってもよいはずであるが、わが国におけるリバース・モーゲージの普及率は低い。これが、持ち家を子に残したいという親の意向に起因しているとするれば、リバース・モーゲージの普及が限定的であることは、わが国においても親がある程度の遺産動機を有していることを示唆するものだと考えることができる。しかし、リバース・モーゲージがより浸透しているアメリカなどに比べ、わが国におけるリバース・モーゲージの条件が必ずしも借り手にとって有利ではなく(古島, 2016)、また金融リテラシーの低さがわが国のリバース・モーゲージの普及率に影響しているという研究結果も示されていることから(上山, 2020)、リバース・モーゲージの普及率の低さは必ずしもわが国における遺産動機の強さを示唆するものとは言えない。

野村（2021）やNiimi（2019）が示すように、今回の相続税および贈与税の改正に対し、家計は必ずしも強い反応を示さないことが想定される。したがって、2013年度税制改正における

相続税および贈与税の改正が、過度な歪みをもたらすとは考えにくく、改正の一つの狙いであった格差是正に一定の効果をもつことが期待される。

## V. おわりに

本稿では、2013年度税制改正における相続税および贈与税の改正が家計行動に及ぼす影響について検証することを目的とした。今回の改正は、低下する再分配機能を強化することを目的の一つとして行われたが、実際に格差是正に貢献するか否かは、税制改正に対して家計がどのような反応を示すかに依存する。そのため、本稿では、世代間資産移転税制に対する家計の反応について分析した国内外の理論・実証双方の先行研究を展望した上で、集計データを用いて今回の改正による家計への影響について検証した。

理論モデルでは、親の遺産動機が世代間資産移転税制に対する家計の反応を決定づける主たる要因として捉えられている。主には、遺産動機をもたないケースに加え、利他的な遺産動機や交換動機、joy-of-giving動機が取り上げられ、遺産動機によって世代間資産移転税制に対する家計の反応が異なることが示されている。実証分析においては、世代間資産移転税制に対し、家計は一定の反応を示すものの、推定される遺産額の税率弾力性からみても、その反応が限定的であることが示されている。他方、先行研究では、贈与税の非課税枠などを活用した節税行動も確認されているが、この場合も、税制上可能なほど家計が節税行動をとっていないことが示されている。そのため、先行研究の結果からは、世代間資産移転税制が懸念されるほどの歪みを家計行動にもたらすとは考えにくいことが示唆される。

次に、先行研究で示されたこれらの結果を踏

まえ、2013年度税制改正における相続税および贈与税の改正が家計行動に及ぼす影響について検証した。集計データによる考察である点に留意が必要ではあるが、今回の改正に対し、家計が大幅に行動を変更したことを示すような傾向は確認されなかった。個票データに基づいて分析を行った野村（2021）やNiimi（2019）でも同様の結果が得られている。わが国においても、贈与税の非課税枠などを活用して節税を行うことは可能ではあるが、そのような行動はアメリカなどと比較しても限定的である可能性が考えられる。その理由としては、Niimi（2019）が指摘するように、わが国においては遺産動機をもたない親が多いことが挙げられ、理論モデルが示す結果とも整合的である。したがって、2013年度税制改正における相続税および贈与税の改正は、過度な歪みをもたらすとは考えにくく、格差是正の効果が期待されると言えよう。しかしながら、贈与税の税制上の優遇措置を活用した家計の節税行動を防止し、制度から引き起こされる歪みを軽減するためには、最終的には相続税と贈与税を一体化させることが望ましい。したがって、今回の税制改正で相続時精算課税制度の適用対象者の範囲が拡大されたことは歓迎すべきではあるが、その利用が限定的であることは課題として残る。

最後に、本研究の課題としては、以下の点が挙げられる。世代間資産移転税制に対する家計の反応を厳密に分析するには、相続税の課税対象となる額の遺産を残すような富裕層をオーバーサンプリングした個票データ、あるいは税

務データなどを用いることが望ましい。今回用いた集計データでは限界があるため、このようなデータに基づいて再度検証することが求められる。また、世代間資産移転税制の場合、納税義務は定期的に発生するものではなく、かつ長期にわたり税金対策を講じることが可能であることから、Kopczuk and Slemrod (2001) が指摘するように、遺産行動においては、死亡時の税率よりも、人々が予想する税率の方がより重要である可能性がある。そのため、今回の税制改正を検証するにあたっては、より長期にわたり家計行動を観察する必要があると言えよう。

加えて、本稿では、主には家計の遺産・贈与行動に焦点を当てて、世代間資産移転税制に対

する家計の反応を考察した。しかし、わが国では、世代間資産移転税制において資産の種類により評価額の算出方法が異なるため、特定の資産を有することで相続税の負担を軽減することが可能となっている。例えば、土地の場合は、実勢価格（公示価格）の80%程度で評価した「路線価」をもとに評価されるのに対し、上場株式の場合は時価の100%で評価される。また、土地・家屋などの不動産の場合、他の優遇措置も設けられているため、相続税対策として保有資産を不動産にシフトさせる傾向がみられる。世代間資産移転税制がもたらすこのような歪みについての検証も今後の課題である。

## 参 考 文 献

- 上山仁恵 (2020) 「日本人はなぜリバース・モーゲージを知らないのか?—金融リテラシーがリバース・モーゲージの認知度や理解力に与える影響分析—」『社会保障研究』Vol. 5, No. 2, pp. 225-236.
- 北村行伸 (2018) 「世代間資産移転と相続税」『経済研究』Vol. 69, No. 3, pp. 206-226.
- 古島俊郎 (2016) 「我が国のリバース・モーゲージの現状と課題」『土地総合研究』2016年夏号, pp. 28-34.
- 財務省主税局 (2015) 『平成 27 年度租税及び印紙収入予算の説明』財務省.
- 立岡健二郎 (2012) 「《税・社会保障改革シリーズ④》相続資産額の規模は年間約 37 兆円~求められる相続税の本質のかつ定量的議論~」『政策観測』No. 51, 日本総合研究所.
- 立岡健二郎 (2013) 「相続税の課税方式に関する理論的考察—取得税方式への回帰に向けて—」『JRI レビュー』Vol. 4, No. 5, pp. 88-110.
- 野村容康 (2021) 「相続税改革と家計の貯蓄行動—個票データに基づく効果分析—」, 資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会編 (井堀利宏監修) 『資産の形成・世代間移転と税制』公益財団法人日本証券経済研究所.
- 濱秋純哉 (2021) 「世代間資産移転税制が贈与行動に与える影響—先行研究の展望と集計データに基づく分析—」, 資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会編 (井堀利宏監修) 『資産の形成・世代間移転と税制』公益財団法人日本証券経済研究所.
- 日置瞬 (2018) 「全国消費実態調査のマイクロデータを用いた相続税の推計」『フィナンシャル・レビュー』第 134 号, pp. 167-190.
- Abel, A.B. and M. Warshawsky (1988), “Specification of the Joy of Giving: Insights from Altruism”, *Review of Economics and Statistics*, Vol. 70, No. 1, pp. 145-149.
- Arrondel, L. and A. Masson (2006), “Altruism, Exchange or Indirect Reciprocity: What Do the Data on Family Transfers Show?” in S.C. Kolm and J.M. Ythier (eds), *Handbook of the Economics of Giving, Altruism and Reciprocity*, Vol. 2, Elsevier.
- Barro, R.J. (1974), “Are Government Bonds Net Wealth?”, *Journal of Political Economy*,

- Vol. 82, No. 6, pp. 1095-1117.
- Barthold, T.A. and T. Ito (1992), "Bequest Taxes and Accumulation of Household Wealth: U.S.-Japan Comparison", in T. Ito and A.O. Krueger (eds), *The Political Economy of Tax Reform*, University of Chicago Press.
- Becker, G.S. and N. Tomes (1979), "An Equilibrium Theory of the Distribution of Income and Intergenerational Mobility", *Journal of Political Economy*, Vol. 87, No. 6, pp. 1153-1189.
- Bernheim, B.D., R.J. Lemke, and J.K. Scholz (2004), "Do Estate and Gift Taxes Affect the Timing of Private Transfers?", *Journal of Public Economics*, Vol. 88, No. 12, pp. 2617-2634.
- Bernheim, B.D., A. Shleifer, and L.H. Summers (1985), "The Strategic Bequest Motive", *Journal of Political Economy*, Vol. 93, pp. 6. 1045-1076.
- Bonke, T., M.v. Werder, and C. Westermeier (2017), "How Inheritances Shape Wealth Distributions: An International Comparison", *Economics Letters*, Vol. 159, pp. 217-220.
- Boserup, S.H., W. Kopczuk, and C.T. Kreiner (2016), "The Role of Bequests in Shaping Wealth Inequality: Evidence from Danish Wealth", *American Economic Review: Papers & Proceedings*, Vol. 106, No. 5, pp. 656-661.
- Carroll, C.D. (2000), "Why Do the Rich Save So Much?", in J. B. Slemrod (ed), *Does Atlas Shrug? The Economic Consequences of Taxing the Rich*, Russell Sage Foundation and Harvard University Press.
- Cox, D. (1987), "Motives for Private Income Transfers", *Journal of Political Economy*, Vol. 95, No. 3, pp. 508-546.
- Cremer, H. and P. Pestieau (2011), "The Tax Treatment of Intergenerational Wealth Transfers", *CESifo Economic Studies*, Vol. 57, No. 2, pp. 365-401.
- Davies, J.B. (1981), "Uncertain Lifetime, Consumption, and Dissaving in Retirement", *Journal of Political Economy*, Vol. 89, No. 3, pp. 561-577.
- Davies, J.B. and A.F. Shorrocks (2000), "The Distribution of Wealth", in A. B. Atkinson and F. Bourguignon (eds), *Handbook of Income Distribution*, Vol. 1, Elsevier.
- Elinder, M., O. Erixson, and D. Waldernstrom (2018), "Inheritance and Wealth Inequality: Evidence from Population Registers", *Journal of Public Economics*, Vol. 165, pp. 17-30.
- Glogowsky, U. (2021), "Behavioral Responses to Inheritance and Gift Taxation: Evidence from Germany", *Journal of Public Economics*, Vol. 193, 104309.
- Goupille-Lebret, J. and J. Infante (2018), "Behavioral Responses to Inheritance Tax: Evidence from Notches in France", *Journal of Public Economics*, Vol. 168, pp. 21-34.
- Hamaaki, J. (2021), "Motives for Inter Vivos Transfers in Japan", *Journal of International Economic Studies*, No. 35, pp. 3-29.
- Holtz-Eakin, D. and D. Marples (2001), "Distortion Costs of Taxing Wealth Accumulation: Income versus Estate Taxes", *NBER Working Paper*, No. 8261.
- Horioka, C.Y. (2009), "Do Bequests Increase or Decrease Wealth Inequalities?", *Economics Letters*, Vol. 103, No. 1, pp. 23-25.
- Horioka, C.Y. (2014), "Are Americans and Indians More Altruistic than the Japanese and Chinese? Evidence from a New International Survey of Bequest Plans", *Review of Economics of the Household*, Vol. 12, No. 3, pp. 411-437.
- Hurd, M.D. (1987), "Savings of the Elderly and Desired Bequests", *American Economic Review*, Vol. 77, No. 3, pp. 298-312.

- Hurd, M.D. (1989), "Mortality Risk and Bequests", *Econometrica*, Vol. 57, No. 4, pp. 779-813.
- Jappelli, T., M. Padula, and G. Pica (2014), "Do Transfer Taxes Reduce Intergenerational Transfers?", *Journal of the European Economic Association*, Vol. 12, No. 1, pp. 248-275.
- Joulfaian, D. (2005), "Choosing between Gifts and Bequests: How Taxes Affect the Timing of Wealth Transfers", *Journal of Public Economics*, Vol. 89, No. 11-12, 2069-2091.
- Joulfaian, D. (2006), "The Behavioral Response of Wealth Accumulation to Estate Taxation: Time Series Evidence", *National Tax Journal*, Vol. 59, No. 2, pp. 253-268.
- Joulfaian, D. (2016), "What Do We Know about the Behavioral Effects of the Estate Tax?", *Boston College Law Review*, Vol. 57, No. 3, pp. 843-858.
- Joulfaian, D. and K. McGarry (2004), "Estate and Gift Tax Incentives and Inter Vivos Giving", *National Tax Journal*, Vol. 57, No. 2, pp. 429-444.
- Kopczuk, W. (2007), "Bequest and Tax Planning: Evidence from Estate Tax Returns", *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 122, No. 4, pp. 1801-1854.
- Kopczuk, W. (2013), "Taxation of Intergenerational Transfers and Wealth", in A.J. Auerbach, R. Chetty, M. Feldstein, and E. Saez (eds), *Handbook of Public Economics*, Vol. 5, Elsevier.
- Kopczuk, W. and J. Slemrod (2001), "The Impact of the Estate Tax on Wealth Accumulation and Avoidance Behavior", in W.G. Gale, J.R. Hines Jr., and J. Slemrod (eds), *Rethinking Estate and Gift Taxation*, Brookings Institution Press.
- Kotlikoff, L.J. and L.H. Summers (1981), "The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation", *Journal of Political Economy*, Vol. 89, No. 4, pp. 706-732.
- Laferrere, A. and F.C. Wolff (2006), "Microeconomic Models of Family Transfers", in S.C. Kolm and J.M. Ythier (eds), *Handbook of the Economics of Giving, Altruism and Reciprocity*, Vol. 2, Elsevier.
- Laitner, J. and H. Ohlsson (2001), "Bequest Motives: Comparison of Sweden and the United States", *Journal of Public Economics*, Vol. 79, No. 1, pp. 205-236.
- McGarry, K. (2001), "The Cost of Equality: Unequal Bequests and Tax Avoidance", *Journal of Public Economics*, Vol. 79, No. 1, pp. 179-204.
- McGarry, K. (2013), "The Estate Tax and Inter Vivos Transfers over Time", *American Economic Review: Papers & Proceedings*, Vol. 103, No. 3, pp. 478-483.
- Modigliani, F. (1988), "The Role of Intergenerational Transfers and Life Cycle Saving in the Accumulation of Wealth", *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 2, No. 2, pp. 15-40.
- Modigliani, F. and R. Brumberg (1954), "Utility Analysis and the Consumption Function: An Interpretation of Cross-section Data", in K.K. Kurihara (eds), *Post-Keynesian Economics*, Rutgers University Press.
- Niimi, Y. (2019), "The Effect of the Recent Inheritance Tax Reform on Bequest Behaviour in Japan", *Fiscal Studies*, Vol. 40, No. 1, pp. 45-70.
- Nordblom, K. and H. Ohlsson (2006), "Tax Avoidance and Intra-family Transfers", *Journal of Public Economics*, Vol. 90, No. 8-9, pp. 1669-1680.
- OECD (2018), "The Role and Design of Net Wealth Taxes in the OECD", *OECD Tax*

- Policy Studies*, No. 26, OECD.
- Ohlsson, H. (2011), “The Legacy of the Swedish Gift and Inheritance Tax, 1884-2004”, *European Review of Economic History*, Vol. 15, No. 3, pp. 539-569.
- Page, B.R. (2003), “Bequest Taxes, Inter Vivos Gifts, and the Bequest Motive”, *Journal of Public Economics*, Vol. 87, No. 5-6, pp. 1219-1229.
- Piketty, T. (2011), “On the Long-run Revolution of Inheritance: France 1820-2050”, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 126, No. 3, pp. 1071-1131.
- Piketty, T. (2014), *Capital in the Twenty-First Century*, Belknap Press of Harvard University Press.
- Poterba, J. (2001), “Estate and Gift Taxes and Incentives for Inter Vivos Giving in the US”, *Journal of Public Economics*, Vol. 79, No. 1, pp. 237-264.
- Saez, E. and G. Zucman (2016), “Wealth Inequality in the United States since 1913: Evidence from Capitalized Income Tax Data”, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 131, No. 2, pp. 519-578.
- Shimono, K. and M. Ishikawa (2002), “Estimating the Size of Bequests in Japan: 1986-1994”, *International Economic Journal*, Vol. 16, No. 3, pp. 1-21.
- Sommer, E. (2017), “Wealth Transfers and Tax Planning: Evidence for the German Bequest Tax”, *IZA Discussion Paper Series*, No. 11120.